

平成28年第1回府中町議会定例会

会 議 録 (第4号)

1. 開 会 年 月 日 平成28年3月 4日 (金)

2. 招 集 の 場 所 府中町議会議事堂

3. 開 議 年 月 日 平成28年3月14日 (月)

~~~~~○~~~~~  
4. 出席議員 (17名)

|      |           |      |             |
|------|-----------|------|-------------|
| 議長   | 中 井 元 信 君 | 副議長  | 岩 竹 博 明 君   |
| 1 番  | 小 菅 卷 子 君 | 3 番  | 繁 政 秀 子 君   |
| 4 番  | 益 田 芳 子 君 | 5 番  | 山 口 晃 司 君   |
| 6 番  | 上 原 貢 君   | 7 番  | 海 渡 弘 信 君   |
| 8 番  | 西 友 幸 君   | 9 番  | 中 村 勤 君     |
| 10 番 | 慶 徳 宏 昭 君 | 12 番 | 木 田 圭 司 君   |
| 13 番 | 力 山 彰 君   | 15 番 | 加 島 久 行 君   |
| 16 番 | 中 村 武 弘 君 | 17 番 | 梶 川 三 樹 夫 君 |
| 18 番 | 林 淳 君     |      |             |

~~~~~○~~~~~  
5. 欠席議員 (1名)

11 番 山 西 忠 次 君

~~~~~○~~~~~  
6. 付議事件

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 一般質問
- 3 議員提出第1号議案 児童虐待防止対策の抜本強化を求める意見書

~~~~~○~~~~~  
7. 説明のため会議に出席した者

| | | |
|-----------|---|-----------|
| 町 | 長 | 和多利 義之 君 |
| 教 育 | 長 | 高 杉 良 知 君 |
| 企 画 財 政 部 | 長 | 高 石 寛 智 君 |

| | |
|---------------|-------|
| 地方創生担当部長 | 地下調君 |
| 総務部長 | 寺尾光司君 |
| 福祉保健部長 | 立石佳之君 |
| 生活環境部長 | 梶川幸正君 |
| 建設部長 | 河中健治君 |
| 向洋駅周辺区画整理事務所長 | 土手澄治君 |
| 消防長 | 中川和幸君 |
| 教育部長 | 金藤賢二君 |
| 福祉保健部次長 | 山西仁子君 |
| 生活環境部次長 | 坂本雅司君 |
| 教育次長 | 戸田秀生君 |
| 総務課長 | 新見公平君 |
| 福祉課長 | 谷口充寿君 |
| 高齢介護課長 | 森太君 |
| 町民生活課長 | 金光一隆君 |
| 監理課長 | 池口豊記君 |
| 都市整備課長 | 岡村紀行君 |
| 建築課長 | 藤原進吾君 |
| 予防課長 | 新宅和彦君 |

~~~~~○~~~~~

8. 職務のため会議に出席した者

議会事務局長 花田智史君

~~~~~○~~~~~

9. 議事の内容

(開議 午前 9時30分)

○議長(中井元信君) 皆さん、おはようございます。ただいまの出席議員は17名で定足数に達しておりますので、議会は成立いたしております。よって、平成28年第1回府中町議会定例会第4日目の会議を開きます。

本日の議事日程でございますが、お手元に配付いたしております日程で会議を進めてまいりたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中井元信君) 御異議なしと認めます。よって、議事日程のとおり会議を進めることと決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

○議長(中井元信君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日は1番小菅議員、3番繁政議員を指名いたします。よろしくお願いをいたします。

~~~~~○~~~~~

○議長(中井元信君) 日程第2、一般質問を議題に供します。

本日は厚生関係の質問から行います。

厚生関係、第1項、災害に備えた安全な地域づくりへの取り組みをについて、4番益田議員の質問を行います。

4番益田議員。

○4番(益田芳子君) 皆さん、おはようございます。初めに、東日本大震災から5年の歳月がたちましたが、いまだ行方不明者2,561名の方がおられます。一日も早く御家族のもとに帰られますことを願います。また、私たちが3.11を忘れないことが、被災地の復興のための力になれると思います。

それでは、質問に入ります。

災害に備えた安全な地域づくりへの取り組みを。

質問趣旨、1995年1月17日の阪神・淡路大震災、そしてことし5年目を迎えました東日本大震災など、近年災害や異常気象による深刻な被害が発生し、犠牲者や被害を減らす減災の考えが改めてクローズアップされ、地域防災の重要性が再確認されています。

昨年の3月、仙台市で第3回国連防災世界会議が行われました。採択された仙台防災枠組では、2030年までに世界の被災者の数を大幅に削減する目標が掲げられています。その中の原則の一つに、ビルド・バック・ベターという復興を進めるに当たって災害に遭う前から地域が抱えていた課題にも注目し、その課題や対応を視野に入れた社会をともに目指す考えです。一般に災害被害の軽減には、自助、共助、公助の効率的な組み合わせで実現されると言われています。

また、災害対策の基本は自助、どのような事態においても自分の命は自分で守ると

いう備えも必要です。そのための防災や減災課題として、以下6点についてお伺いいたします。

まず、1点目の住宅の耐震診断の推進や家具等の転倒防止の固定化状況について。

21年前に発生しました阪神・淡路大震災による被害状況では、亡くなった約80%が家屋の倒壊や倒れてきた家具やテレビなどによる圧死や窒息死とされ、また地震の発生が真冬の早朝だったことも重なり多くの方が自宅におられ、長田区では亡くなった28%に当たる256名が焼死でした。この災害を契機に家具の固定化や耐震の建築基準が現行に改正され、耐震診断や補強を行うに当たって、資金の助成も実施となっています。

2点目の地震による通電火災を防ぐための対策について。

地震が引き起こす電気火災は、地震の揺れに伴う電気機器からの出火や停電が復旧したときに発生する火災のことで、東日本大震災の火災調査報告では、本震による火災が発生した111件のうち原因が特定されたものが108件、そのうちの過半数が電気火災の出火でした。そうした火災を防ぐ方法に、感震ブレーカーがあります。地震を感知すると自動的にブレーカーを落として電気をとめる仕組みになっており、電気火災対策として感震ブレーカーが効果的と言われています。

3点目の地域の防災士の把握について。

防災士は、平成7年の阪神・淡路大震災で多くの被災者が近隣住民に助けられたことを教訓に平成14年に創設され、地域の防災力を高めるために、地域や職場の防災リーダーとして、防災士への認知や期待が年々高まっています。全国では、本年2月末現在、民間試験の防災士は10万7,052人が誕生し、広島県内では1,640人で、私もその中の一人です。ゆえに本町にもこうした防災士の資格を持ち、地域のさまざまな防災活動にも参加をしている方がおられると思います。

しかしながら、防災士としての顔が見えない状況です。防災や減災に備える地域づくりに貢献したいと防災士資格を習得してる人は、自治体職員、自主防災組織の所属に加え、学生、主婦、保育士、介護施設の職員や企業の中にもおられると思います。

4点目の防災リーダーの養成について。

広島県では、減災に向けた自主防災組織の活性化の公助ということで、市町が実施する自主防災組織の活動を推進する人材である防災リーダーの養成を支援事業としています。

5 点目の災害時要援護者の登録状況について。

2 月 2 8 日の中国新聞の朝刊に、弱者避難計画作成は全国 1 2 % の大きな見出しが載っております。要援護者の登録や避難計画は、個人の情報等の壁もありますが、登録状況は進んでいるのでしょうか。

6 点目の議会の B C P、ビジネス・コンティニューイティ・プラン、業務継続計画についての質問ですが、こうした地域防災に関する質問の前に、まず私たち議員が災害発生時における職務として行わなければいけない問題として取り上げさせていただきます。

ビジネス・コンティニューイティ・プラン、業務継続計画とは、災害などリスクが発生したときに重要業務が中断しないこと、万一事業活動が中断した場合にも、目標復旧時間内に重要な機能を再開させ、業務中断に伴うリスクを最低限にするために、平時から事業継続について戦略的に準備しておく計画です。この計画は、地方自治体の市町村のための業務継続計画作成ガイドとして公表されていますが、議会 B C P はありません。東日本大震災の際に、被災自治体で専決処分が行われ、議会の機能が果たせなかったことで、非常時でも議会の機能維持を図る必要があるとして検討されているものです。非常時における議員からの情報、要望は、議会で集約してから執行部へ伝えることによる情報の的確な収集方法、議員の安否確認などが必要であり、法令や内部規範でも想定されてこなかった非常時における議会の行動基準を議会 B C P として定めることは、災害対応の全体を最適化するためにも必要と思います。

本町においても平成 2 4 年 1 0 月に災害対策特別委員会設置が決議され、委員会の運営についても災害発生からの議員の一連の動きが示されています。しかしながら、議会としての想定した訓練もなく、災害発生時、そのとき議員の行動は明確なのか疑問に思います。

例えば、行動基準など、初動体制など、議員として、また地域の住民として優先すべきことの取り決めや想定する災害について、また想定外を想定する連絡方法などの取り組みも必要と思います。そして、議会对策会議などとしてタブレット端末を活用して議会災害対策会議などの情報を全てタブレット端末に一斉送信することもでき、反対に情報提供することもできる。また、非常時にすべきことをコンパクトにまとめたハンドブックの作成や防災服などの整備、また議会棟には常に災害を想定した緊急的な表示もするべきと考えます。

このことにつきましては、議長よろしくお願ひいたします。

以上です。

○議長（中井元信君） 答弁。

生活環境部長。

○生活環境部長（梶川幸正君） 皆さん、おはようございます。生活環境部長でございます。

4番益田議員の災害に備えた安全な地域づくりへの取り組みをについて御答弁させていただきます。

まず最初に、御質問1の住宅の耐震診断の推進につきましては建設部、御質問2の地震による通電火災を防ぐための対策は消防本部の所管となっておりますが、一括して生活環境部で答弁をさせていただきます。

それでは、御質問1の住宅の耐震診断の推進や家具等の転倒防止の固定化状況についてでございますが、住宅の耐震診断の推進につきましては、平成28年度から新規の事業として住環境改善事業を予算化させていただいております。

本事業は、平成28年度に住宅マスタープラン及び耐震改修促進計画といった住宅施策での計画改訂を行い、これらを踏まえて平成29年度から住宅分野での事業展開を行うこととしており、この中で住宅耐震化に係る事業として、住宅の耐震診断、改修に係る費用補助の実施を見込んだ上で実施計画に計上しているところでございます。

次に、家具等の転倒防止の固定化状況でございますが、町としての実施状況は把握していませんが、2012年内閣府の調査では、全国の家具等の転倒、落下防止対策実施率は26.2%となっております。転倒防止対策につきましては、平成26年4月に全戸配布いたしました府中町総合防災マップ及び町のホームページに掲載して周知を図り、防災・減災出前講座や防災訓練などで転倒防止対策実施向上の啓発を行っておりますが、依然として町の防止対策実施率が低いことが予想されます。地震時に避難経路を確保するなど、転倒防止対策は減災に効果がありますので、実施率の向上を目指し、一層の啓発活動を行ってまいりたいと考えております。

次に、御質問2の地震による通電火災を防ぐための対策についてでございますが、通電火災とは、地震などで一時的に停電になり、電気が復旧した際に起こる火災です。過去阪神・淡路大震災では85件、東日本大震災では58件の電気関係の火災が報告されております。

防止対策といたしましては、地震を感知して自動的にブレーカーを落とす感震ブレーカーが有効です。種類といたしましては、分電盤タイプのもの、コンセントタイプのもの、簡易タイプのものでございます。感震ブレーカーの設置促進につきましては、防火教室で普及啓発を行っておりますが、今後も地震火災の主な要因は電気であることを住民に周知し、通電火災対策に有効な感震ブレーカー設置の促進に努めてまいります。

次に、御質問3の地域防災士の把握についてですが、防災士とは自助、共助、協働を原則として、社会のさまざまな場で防災力を高める活動が期待され、そのための十分な意識と一定の知識・技能を習得したことをNPO法人日本防災士機構が認証したものをいいます。

当町における防災士ですが、平成28年2月末現在で男性27名、女性8名の計35名が登録されております。なお、広島県内では1,640名の防災士が登録され、23市町中当町は10番目の数となっております。

次に、御質問4の防災リーダーの養成についてですが、地域の防災活動を担う防災リーダーの養成は、自主防災会を初め防災、減災にかかわる組織、団体等への出前講座や防災訓練を通じて次のとおり行っております。

防災出前講座では、平成27年度は平成28年2月末時点で43回実施し、1,563名の方が受講され、地域での防災に関する知識の向上と意識の啓発に努められております。

防災訓練は、自主防災会と合同で実施し、水防応急工作法など技能の習得を図っております。また、昨年8月に府中町自主防災会リーダー研修会を開催し、自主防災会や災害ボランティア等の防災関係団体などから444名が参加され、地域防災専門の講師による講演や自主防災会の活動発表を行い、自主防災活動の重要性を再認識するとともに、災害に強い地域づくりに努めているところでございます。

今後は、さらなる防災リーダーのスキルアップを図るため、広島県自主防災アドバイザー制度を活用するなど、防災リーダーとなる人材育成を強化してまいりたいと考えております。

次に、御質問5の災害時要援護者登録状況についてでございますが、平成24年度から府中町災害時要援護者避難支援制度により、在宅で暮らす要介護者や身体の不自由などで自力で避難できない本人または御家族の方からの申し出により、これまで

94名の登録を行っております。しかしながら、平成23年の東日本大震災で多くの犠牲者が出たことから、平成25年8月に内閣府により避難行動要支援者の避難行動支援に関する取り組み指針で見直しが行われ、名簿の作成を市町村に義務づけるとともに、その必要な個人情報の利用ができるようになりました。

本町におきましてもこの指針に沿った見直しを来年度行う予定としており、具体的には避難行動要支援者とする対象者を関係部署と協議し、避難支援が必要とする対象者に対し、避難支援者への情報提供に同意していただけるか否かを求める文書を直接送付し、同意等により避難行動要支援者の名簿作成を行い、災害発生時における避難行動の支援に取り組んでまいります。

以上、答弁とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（中井元信君） 先ほど、ただいまの益田議員の災害時における議会のBCPについては、災害発生時における機能の具体的な対応マニュアル、特に災害時の情報共有などの対策というものを確認をしておりますけれども、今後さらに具体的な検討を進めてまいらるべきだと、このように思っておりますので、これから議会でも検討していきたいと、このように思っておりますので、よろしくお願いたします。

以上です。

2回目の質問はございますか。

4番益田議員。

○4番（益田芳子君） 御答弁ありがとうございました。住宅の耐震診断の件に関しましては、マスタープラン、耐震改修促進計画を本年度からするというございませけれども、これまでに他の自治体では既にそういった実施をしておりました。改修、補強についての相談は今までなかったのか。もしそういった件数があれば教えてください。

それから、本町には1981年、昭和56年以前で該当する物件は何件あるかおわかりでしょうか。

それから、家具等の転倒防止の固定化、なかなか一軒一軒訪ねていくことは大変難しいかと思っておりますけれども、こうした耐震診断をするに当たっておのずからそういったことをしたいと申し出られたところには、必ずそういった家具等の補強もぜひ勧めていただきたいと思います。高齢者の方にとりますと、なかなか大きい家具等にこうした固定化をするというのは、本当に不可能な話だと思っておりますので、またそうした中で

就寝になられるお部屋にそういった家具等があったときには、そういったところに就寝せずに、もっと安全な部屋に移るような、そういった指導もぜひしていただきたいと思います。

感震ブレーカーにつきましてですけれども、先ほど部長のほうから何点か感震のブレーカーに対するタイプを言われましたけれども、大体簡易タイプでばね式になってるタイプがございます。おもりの落下によってブレーカーを落とす。そういったものになっておりますけれども、これがなかなか金額的には3,000円から4,000円ぐらいするものと思いますけれども、こういったブレーカーを落とす作業が本当に不可能な方には助成金をするなり、それからまたこれから新しく新築されます住宅等には、感震ブレーカーの設置の促進などをぜひしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

それから、3点目の防災士の把握、また4点目の防災リーダーの養成について、減災に向けたこうした考え、広島県でも大変これから本年度にしましてもモデル地域を広島県内に1つ設けるというふうなことで、大変力を入れているところでございます。府中町には35名防災士の方がおられると言われました。町内には自主防災組織がありますが、だんだん高齢化しつつあります。この防災力を生かし、若い世代へ後継者育成の一環となれば、防災力の中核になれることは確かだと思いますし、防災士に期待される役割は平常時、災害時、災害発生時に、防災士に対し専門性を生かした支援活動を期待する行政側のそういったところも徐々に現実化しています。

県は現在、防災や防災対策のリーダー等を養成する、防災士を取得する、そうした補助金を廃止をしています。私も以前に一般質問をさせていただきましたけれども、こういった防災士を習得する、約6万円かかります。県が助成をしていたときには7,000円で済みましたが、こういった多額のお金がかかります。そういったところで、府中町独自でこういった地域ごとでも助成できないものか、少し検討いただきたいと思います。

それから、5点目の災害時要援護者の登録状況ですけれども、94名と言われました。この数字は、町が基本管理している災害時に援護が要る人の何%に当たりますでしょうか。大変低い数字だと思いますけれども、この名簿の整備方法としてどういう方法か、それから手挙げ式方法か、どちらかわかりますでしょうか。

災害時要援護者の避難支援ガイドラインは、平成18年3月に改訂されましたが、

その後の名簿の更新頻度、それからおおむね何年ごとに改正をされているか、作成された名簿をどのように共有されているか、福祉だけなのか、消防だけなのか、民生委員だけなのか、それから平時からの提供なのか、そういったところを再度お聞きいたします。

○議長（中井元信君） 答弁。

建築課長。

○建築課長（藤原進吾君） 耐震診断等についての相談の件数についてなんですけども、申しわけないんですけども、ちょっと正確には件数はちょっと把握してないんですけども、一応年に数件はあったように私は記憶しております。

以上です。

○議長（中井元信君） 生活環境部長。

○生活環境部長（梶川幸正君） 家具等の転倒防止対策でございますが、現在、先ほども答弁の中に言いましたように、出前講座等でしっかりとした減災対策をしていただくようにやってるところで、お伝えしてるところでございます。

そして、私のほうからは防災士取得に関する補助の件でございますが、地域防災力の向上を図るためには、防災士の知識、技能を有する防災士の養成は、議員御指摘のとおり本当に必要であると考えますが、現在防災・減災出前講座や防災訓練などの取り組みを行っており、またさらなる地域防災の向上のため、府中町で防災士資格を有している防災士の方の御協力をいただきながら、今後進めてまいりたいと考えております。

そして、今後総合的な防災・減災対策の取り組みを進めていく中で、全体的な課題や対策、または財源等を確保しながら、その中で防災士の資格取得に関する補助についても検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中井元信君） 建設部長。

○建設部長（河中健治君） 先ほどの御質問の中で耐震診断の対象件数といった御質問がございました。これにつきましては、建物の件数なんですけど、これが新耐震以前、昭和56年以前の建物が対象となります。この件数につきましては、把握は現在しておりません。

以上です。

○議長（中井元信君） 町民生活課長。

○町民生活課長（金光一隆君） 災害時要援護者の登録状況のところでの御質問でございますが、まず1つ目の今94名登録をさせていただいてるんですが、実際に必要とする数の何%という質問でございますが、今回答弁のとおり、避難行動要支援者に関する取り組み指針の見直しが行われて、来年度見直しを行う予定にしており、その避難行動要支援者の想定する対象者としては現在3,000名と考えておりますので、今数としては1%も満たない数という形になります。

2つ目については、今現在登録されておる方については、いわゆる申し出というか手挙げ方式という形をとっておりますので、なかなか申し出てこられる方が少ないということで94名ということになるものですから、来年度見直しを行ってこちらから積極的に、今対象者としては3,000名の方について、封書で今の登録についての同意が得られるかどうかというこの文書を送って促進に努めてまいりたいと考えております。

3つ目については、先ほど申したように今手挙げ方式となっておりますので、更新というのは実際に来られる方を加えて、言い方悪いですが亡くなられた方を削除していくという形ですので、それは随時ということになるんですが、今後は、平成28年度からは、積極的にこちらからということになりますので、今後何年ごとにやっていくかというのは、その平成28年度のときに合わせて考えていきたいと思っております。

あと、名簿の現在の活用なんですが、現在は一応府中町の関係部署だけで共有しておいて、町以外の部外者については今共有は行っておりません。今後は同意という形で共有を行っていこうと考えております。

以上です。

○議長（中井元信君） 消防長。

○消防長（中川和幸君） 感震ブレーカーの設置促進ということでございますが、もちろんこれは進めてまいらんといけないというふうには考えておりますが、ただもう少し研究をしなくちゃならん部分もあるというふうに思っております。

といいますのは、これをつけることによって地震が発生するともう強制的にブレーカー自体を落としてしまうということなので、やはりそうは言いながら電源が必要な人も、必要なところもあるわけで、じゃあそれはどういうふうに確保するのかとか、そういったことについてもちょっと研究をして、どういうふうな促進を図るべきかと

いうことを今後考えてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（中井元信君） 3回目の質問はございますか。

4番益田議員。

○4番（益田芳子君） 今回、災害に備えた安全な地域づくりということで最初に質問させていただきました。私たちが一番考えないといけないことは、大きな地震が来たときに、災害が起こったときに、障害者が独力でそういった状況を把握したり避難所へ移動したりすることは、大変困難なことだと思います。そうしたことを特に聞きたかったわけですが、まだ依然としてそういった部分が少しまだできてないのかということを感じました。

最初に質問趣旨の中でも言いましたように、決してハード面だけでは想定外の災害には対応できません。一人一人の意識を変え、自分の命を守るための子供から高齢者までの防災に対する意識を高めないといけないと思います。そして、町のコミュニティーがもっと必要だと思います。

例えば、高齢者の家の防災など進めました。しかし、その人が日々抱えてる問題が解決しない限り、災害発生時や災害後の状況は何も変わらないということです。自助、共助、公助をいかに災害が発生する前、日ごろからの訓練と、このビルド・バック・ベターの取り組みをしっかりと行うことが、減災や災害発生後の復興を少なくなる一歩だと考えます。

最後に、政府の地震調査研究推進本部が、南海トラフ地震、東海、東南海、南海の3連動による大地震が発生する確率は、今後30年以内に60%から70%と評価していますが、こういった地震がいつ発生するか予測はできないわけです。こうしたときに、今かもしれません、あしたかもしれない災害に対応するためにも、しっかりと耐震化の整備や個人の生命、町民を守るそういった環境体制をぜひお願いをいたしまして、私の質問とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（中井元信君） 以上で、第1項、災害に備えた安全な地域づくりへの取り組みについて、4番益田議員の質問を終わります。

続いて、厚生関係、第2項、急ごう、子供の貧困対策について、18番林議員の質問を行います。

18番林議員。

○18番（林 淳君） 皆さん、おはようございます。私は、急ごう、子供の貧困対策ということで一般質問を行います。

私の感覚的な生活実感といいますと、中流意識という言葉がはやったのはつい最近のような気がするんですね。しかし、今はやってるのは、例えば本のタイトルとかマスコミのキーの中に見られるように、下流老人とか困窮中年、漂流青年、子供の貧困、こういう言葉がよく聞かれるようになりました。世界の中で私たちはまあまあ豊かな暮らしをしているというのが中流意識だったと思うんだけど、それはほんのつかの間のことで、今やお年寄り、現役、そしてその保護下にある子供まで貧困に苦しめられてる。それが今の日本だというふうに思います。それはなぜなのか。さまざまなデータの一部、基本的な部分を示してから本題に入りたいと思います。

例えば、いろんなデータがあるんだけど、厚生労働省が2014年の7月に発表した国民生活基礎調査によると、日本は相対的貧困率は16.1%で、OECD30カ国の中でアメリカに次いで下から2番目なんですね。相対的貧困率とは、最高所得者から所得のない人、全国民をずらっと並べて中央値っていうのをとるんですね。その中央値のずらっと並べた中央値の半分以下を相対的貧困率というふうに、国連の言葉なんですけども、呼ばれております。1997年の中央値の所得は298万円でした。今回の中央値は244万円。ぐっと下がってますね。50数万円下がっております。この調査が始まったのが1985年、ちょうど30年前のことなんですけども、日本の貧困率は当時12%でした。8人に1人。しかし、今中央値がぐんと50数万円下がったのに、6人に1人が貧困層に落ちるという容易ならざる時代だというふうにこのデータを見た限りでは思います。

このよってきた最大の原因は何かっていうと、労働者の賃金がピーク時に比べて年収で70万円から80万円減ったことによるもので、とりわけ派遣労働者の増加です。総務省の労働力調査では、役員を除く5,300万人のうち正規雇用の労働者は3,329万人で、非正規雇用者1,971万人、約4割が非正規労働者です。そして、その多くは派遣労働です。非正規労働者の75%は年収200万円未満となっております。

2つ目に、この低賃金の上に消費税、それが増税される。さらに社会保障の負担増が加わって、国民負担率、過去最高の43.4%ということになっております。ところが皆さん御存じのように、国、地方の借金ですね。これが1,050兆円ぐらいだと

いうふうに言われておりますけれども、それは潜在的負担率というふうに言っておりますが、それを加えますと50%なんですね。だから、本当に1,000兆円の借金をよく考えてみると、僕が現役の労働者だったころ、さっき30年前、1985年ということは言いましたけども、あの当時利率は5%ぐらいだったですよ。1,000兆円の5%といたら50兆円でしょう。50兆円いうたら、恐らくことしの税金、皆さんが払います税金の全てで恐らく54~55兆円でしょう。5%に例えば景気がよくなって利率が上がったら、僕たちが納入する税金は全部利息で持っていけるんですよ。国の財政は何もありません。利息だけ持っていける。そういうふうに考えると、実にへんてこな世の中になってるんですね。今は0.01%ぐらい、国債の利率はね。だからもってるんです。1%になり3%に、5%になったら、みんな一生懸命働いて稼いで税金払うたってね、ゼロですよ、利息だけで。そういう異常な国になってるといふふうに思います。

一方で、大企業を中心にこの2年間経常利益は約60兆円、そして去年が64兆円です。おととしが60兆円です。と、過去最高を記録しています。内部留保は300兆円を超えています。しかも安倍内閣はさらに法人税を下げた大企業の利益をふやす。そして、一方では来年ですか、消費税を2%上げて国民から税金を取り上げる。そういったことがまだ続きそうなんですね。

日本の相対的貧困率は16.1%で、子供のいる家庭は16.3%だといふふうに言われております。相対的貧困とは、普通の生活ができにくい。経済的な困窮を基礎に、そこからさまざまな問題が発生します。健康の問題、教育の問題、いじめの問題などが複合的要因となって、ただ経済的でなくて、いわゆる精神的な部分にまで貧困が影響を与えているといふふうに私思ってます。OECDの調査による日本の教育機関への公的支出の割合は、加盟国の中でも最低ランクですね。3.2~3.3%でしょう。GDPに対してね。多いところは6%、7%、北欧のほうですけど、というようなこともあるようです。

2014年、おととしですが、安倍内閣が子供の貧困対策に関する大綱ということで発表しました。ちょこっと幾らか一時金的ではあるけれども、それを支えようという意図はあったようです。しかし、母子世帯などに支給される児童扶養手当は削減されます。されてきました。生活保護に連動して就学援助が打ち切られるという子供が出ています。来年度予算では、消費税増税の際導入した、今審議してるんです

けども、給付金について言いますと、子育て世帯の対象は1万円が始まりましたけれども、1人1万円ということだったけれども、15年度は3,000円。これは廃止するような話が進んでますよね。低所得者世帯を対象とした1人1万円、平成15年度6,000円。これも半減しますが、半分近くに減りましたけど、これもまた減らそうという話が出てますね、今、半分に。アベノミクスは年を追って貧困を深刻化させてるというふうには言わざるを得ません。親の貧困が子供に連鎖する大きな要因として、教育の問題が上げられています。子供の教育を受ける権利を守ることは、喫緊の課題だというふうに思います。そこで質問します。

府中町の就学援助の認定基準は、今どうですか。以前にこれ質問したときには、文科省のほうは財務省が削れ、削れという攻撃を財務省から言われてるんだけど、文科省何とか頑張って就学援助を切り下げないようにというのを出しましたよね。なかなか僕は文科省は立派だと思ったんですけども、それが今どうなったのか、府中町は。

府中町の小・中学校の不登校の生徒のうち、いじめが原因の件数はどうなのかという質問です。以前に聞いたときには、府中町はゼロですというたしか御答弁いただいたという記憶があります。

それから、ちょっと気になってることがあるので質問なんですけど、不登校児童・生徒の給食の提供はどのようにしてるんですか。

続く質問は、たんぼぼ学級の人数及び給食の提供はどのようにしているのか。以前聞いたときには、数人の子供がたんぼぼ学級に行ってるんだけど、給食前には授業を終えて帰るっていうんですね。だけど、今の貧困化の中で、たんぼぼ学級のように不登校の子供に教育をするところできちんと食事をするというのは、とても大切なことだというふうに思います。そこまで配慮が行き届いてるんかどうかが聞きたい。

続いて、日本学生支援機構というのがあるんですが、奨学金を扱ってる場所ですね。そこで500万円以上の借りている額が平成10年度は7,431人だったけども、平成14年度、4年後には2万2,340人にふえてるんですね。物すごくふえてるんですよ。ちょっと調べてみると、今大学生のうち4割が奨学金を利用してるそうです。そして、平均が300万円だそうですね。こないだ女性の弁護士になった方が言ってたけど、私は大学院まで行ったから1,000万円借りたって。1,000万円をだから払ってるんですね。だから、大学生が卒業したら、そのうち

の4割は300万円の借金をしょって仕事につくということですよね。もう大変なやっぱり状態なんですね、大学生の暮らしも。

僕はやっぱり思ったのは、以前府中町で私も理解が不十分で賛成したんだけど、奨学金制度を凍結したことがあります。今もそのままだと思うんですね。もう一度奨学金制度復活を考えたらどうかという質問です。と同時に、やはり大企業等、あるいはそういう気持ちの、志のある方たちに呼びかけて、やっぱり新たな奨学金制度っていうのをつくってもいいんじゃないかと、府中町としてね。どこまで成功するかわからないけれども、そんなふうを考えています。それで教育委員会のお考えを聞かせていただきたいと思います。奨学金制度について。

あとは最後の質問ですが、府中町教育委員会として、子供の貧困対策として行っている施策、また検討している事案があればお聞かせください。

以上が質問です。

○議長（中井元信君） 答弁。

ただいまの質問は厚生関係の質問でございますが、教育委員会がお答えするということをお願いしたいと思います。

教育部長。

○教育部長（金藤賢二君） おはようございます。教育部長です。

18番林議員、急ごう、子供の貧困対策について、福祉保健部の内容もありますが、教育委員会で一括して答弁させていただきたいと思います。

1点目の就学援助の認定基準についてです。就学援助は、学校教育法第19条の規定に基づき、経済的理由によって就学困難と認められる児童または生徒の保護者に対しての必要な援助制度であります。府中町では、生活扶助基準に一定の係数1.2を掛けたものを認定基準としております。

2点目の府中町の小・中学校の不登校児童・生徒のうち、いじめが原因の件数についてです。昨年度の府中町内小・中学校の不登校児童・生徒数は、小学校19名、中学校42名でした。いじめが原因による不登校児童・生徒の件数についてはございません。

3点目の不登校児童・生徒の給食の提供及びたんぼ学級への給食の提供についてです。保護者の意向により給食を一時停止している御家庭もあります。中学校では約半数の御家庭で給食をとめられております。なお、登校した場合には食べられるよう

にしていますし、保護者の意向を確認し、再開の手続をとっております。

教育委員会による適応指導教室たんぽぽの部屋では、給食の提供はございません。こちらに通室してる児童・生徒は、現在13名在席しております。午前、午後、どちらかで計画的に登校しております。たんぽぽ教室で給食をとることは、衛生面、安全面からも現在ありません。また、各学校の適応指導教室に登校する児童・生徒については、学校の給食をとっております。

4点目の府中町の奨学資金制度の復活についてでございます。府中町の奨学資金貸付制度は、昭和42年に制度は設立しておりましたが、有利な条件で貸し付けが行われる他の制度の充実により利用者がいなくなり、平成17年度をもって廃止された経緯がございます。現在、県の外郭団体、公益財団法人、企業などによる就学制度や、母子、父子、寡婦福祉資金や社会福祉協議会による貸付制度があります。以前にも増して支援制度は広がりを見せているため、現状では必要性が低いと言わざるを得ないと判断しています。今後は情報提供といった形で支援に努めてまいり所存でございます。

5点目の府中町教育委員会として行っている貧困対策及び検討している対策があればについてでございます。教育委員会では、就学援助認定基準を生活保護基準に1.2を掛けた基準で引き続き行いたいと考えております。また、平成27年度から福祉の専門家である県のスクールソーシャルワーカーを府中中学校で配置しております。来年度引き続き県に緑ヶ丘中学校も含めて要望していきたいと思っております。

私からの答弁は以上でございます。

○議長（中井元信君） 2回目の質問はございますか。

18番林議員。

○18番（林 淳君） 教育委員会には申しわけないと思ってるのは、初めはやっぱり子供の貧困ということですから、全面的にやろうと思ったんですね。ところが、いろいろ問題がありまして、子供の貧困を教育のほうに絞ったんだけど、もともとの発想は厚生関係で聞きたいということがありました。その点、2回目の質問ですけれどもお尋ねします。

子供の貧困対策は多面にわたっているわけですがけれども、厚生関係でどんな対策が講じられているかということについて、項目でお答えいただきたいと思います。若干内容も付加しながら。

それからもう一つは、子供の貧困についてやっぱり全面的な調査が必要だというふうに思います。例えば、子供の不登校にしても、確かに直近の教育委員会のデータでは小学校では11人、中学校では44人かな。広島県の平均よりもやっぱり中学校のほうは特にやっぱり高いと思いますね。不登校の問題ですけどね。

そうすると、不登校っていう原因をいじめということでは先ほどお尋ねしたんだけど、いろんな問題があるんですね。特に、今度の緑ヶ丘の事案などを考えてみますと、やはりもうちょっと細かい調査が必要だというふうに思います。だから、やはり子供の実態をもう少し調査を、詳しい調査を、多面的にわたって分析できるような調査を行っていただきたいというふうに思います。何か教育委員会もそういった趣旨のことを述べられておりますので、今後はそういったことに留意をしていただいて調査研究、検討を行っていただきたいと思うんですが、その点についての御意向、どうするのかということについてお考えがあればお聞きしたいと思います。

以上です。

○議長（中井元信君） 答弁。

教育部長。

○教育部長（金藤賢二君） 貧困対策のやはり調査につきましては、議員言われましたようにいろんな面があると思います。これについては当然教育委員会としてこれから調査を行っていきたいと思います。

以上です。

○議長（中井元信君） 福祉課長。

○福祉課長（谷口充寿君） 子供の貧困対策につきまして、子供を含めた生活困窮者の対策としましては、今年度から自立相談支援事業、いわゆる生活保護に至る前段階の対策としまして実施しているものでございますが、生活の安定や就労促進に向けた支援等を実施するというものと、あと住宅確保給付金支給事業というものがございます。こちらにつきましては、住居を失う恐れのある離職者に対して、借家の家賃相当分を給付する事業でございます。また、広島市が実施しております生活困窮者の子供の学習支援事業を連携中枢都市の関係で広島市が行っているんですが、この分の参加につきましては、次年度以降参加を検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（中井元信君） 3回目の質問はございますか。

18番林議員。

○18番（林 淳君） 僕はたんぽぽのことについてちょっと質問しますが、最近の子供の貧困っていうのは、典型的というかな、あるいは象徴的かもわからないけど、あるレポートなどを見ると、もう2人の子供を持つお母さんの話で、お母さんは働いてるんだけど10万円ぐらいの収入しかない。そういう子供が食事が不十分なんです。何してるかいうたら、ティッシュペーパー食ってるんだそうですよ。塩をつけたらおいしいよとかね。

そういうのを見てて、そういうのを読んでて気になったのは、やっぱりたんぽぽに來ている子供たち、朝、食事してるの、きちんとね。昼、保護者がいるかどうかよくわからないけど、ちゃんと昼食とってるのとかね。子供たちの中でもある子供のレポートを読むと、昼の学校給食だけなんです。まともに食ってるのは。1日のうちね、1食です。学校給食だけ。これは栄養価もきちんと栄養士さんがいて1食としては十分だけど、それを頼りに生きてるみたいな、これは中学生のレポートだけ見たけどね、そうするとやっぱりたんぽぽなんかも確かに衛生面とかおっしやったけどね、もうちょっと子供をちゃんと見る必要があると思う。

だから、僕感じたんだけど、そうだよな、不登校の子供のうちほんの4分の1か5分の1ぐらいの子供しかたんぽぽに來ないけど、きちんとやっぱり昼食を食べさせる、給食を提供できるというふうな条件を考えていただいたら、僕はふえると思う。僕はそういう意味で、それはたんぽぽのことだけを言ってるんじゃないで、子供の暮らしにもう少しきちんと目が向けれるような。先生方忙しいからね。だけど、その先生しかやっぱり頼りにならんわけだから、そういうようなやっぱり学校であってほしいと思うね。子供たちの一人一人の生活をきちんと見て対策がとれるようなね。そういう意味で、今度緑ヶ丘中学だけじゃないかもわかんないけども、調査をする、アンケート調査をするということを知っていて、そういう意味では一歩府中町の教育を前進させる契機になるのではないかという意味で期待してますので、よろしく願います。

特に今のは答弁は要りません。ありがとうございました。

○議長（中井元信君） 以上で、第2項、急ごう、子供の貧困対策について、18番林議員の質問を終わります。

~~~~~○~~~~~

○議長（中井元信君）　ここで休憩をいたします。再開は10時40分からといたします。

（休憩　午前10時30分）

（再開　午前10時40分）

○議長（中井元信君）　休憩中の議会を再開します。

~~~~~○~~~~~

○議長（中井元信君）　続いて、厚生関係、第3項、若竹保育園の底地の返還について、8番西議員の質問を行います。

8番西議員。

○8番（西　友幸君）　皆さん、おはようございます。きょうは若竹保育園のことで質問します。

若竹保育園は、現在の経営されてる先代の方が土地を町に寄附されてます。それで、このたび法人化に伴い、それで返していただきたいというのが趣旨でございます。人口減少に歯どめをかけるために、全国各自治体において次世代を担う子供の子育ての整備や子育て世代の支援を重要視されております。府中町においても、子育て世代への支援策は重点的な施策と考えています。特に、待機児童ゼロを継続するためには、保育施設の環境整備は不可欠と考えます。

そこで、今後多様な保育のニーズに対応するため、以前町へ寄附した、昭和62年の8月に寄附されておりますが、若竹保育園の底地を返還し、保育園施設の環境整備の充実を図ることが望ましいと思いますが、また町が現実持つておってもこういった施設には税金は無税ということになっておると思います。どちらにせよ廃園となった場合は、これを許認可した団体に無償で返すというようなことになっておりますので、これは単に自分が持つとったけ、それ売って自分の金にするよというわけにはいかんようになっておりますので、その点について御質問します。町長のお考えをお聞きします。よろしく申し上げます。

○議長（中井元信君）　答弁。

町長。

○町長（和多利義之君）　8番西議員さんの質問にお答えをしないと、このように思います。

結論から申し上げますと、この話は私としてもちょっと惑わされていたということだということでございます。それは何かということでも若干申し上げますと、十数年前にさかのぼるんですが、当時若竹保育園が法人化がされていなかったということで聞いたんですが、ちょっと次元が違った。そういうことですが、底地が園長の連れ合いの地権者だったということですが、この方が他界をされまして相続税がかかるので、保育園を廃止をしてマンションにしたいと町の担当部に相談をしたということであるわけでございます。町の担当部としては、若竹保育園を廃止されると間違いなく待機児童が出るということで、底地を町に寄附をしていただき、保育園を継続していただきたいということで指導した。とりあえずは町に寄附をということであったということでございます。

その後、町が積極的に指導し、法人の認可を取ったということ、これは昔の話なんですけど、私はつい十数年前に聞いたんです。それまで私も知りませんからいうことでもございますが、当時担当者が私に若竹保育園を存続してもらうため、町に底地を寄附していただくこととすると言われましたので、私としては今後問題がないように、法人化した後には底地を返してあげると、このようにしたらどうかということで再三申し上げたところでございますが、結果は町に寄附をされても何ら問題ないと言われたということなんです。

単純に考えるとそうだと思うが、地権者の立場として考え方が私はちょっと疑問に思ったということでございますが、その底地は270坪余りあるんですね。町に寄附をするにしても、恐らく私の想定でありますけれども、後ろ髪を引かれる思いもあり、いつかは問題が出てくると私は思ったということでございます。やはりそのとおりとなってきた。私は余り深く関与はしておりませんでしたけど、本来であれば相続税を払ったほうがよかったんじゃないかと、私はこう思うんですね。それで、また町担当者が億に近い資産を面倒を見たとしても、最終的には法律家、専門家に委ねる配慮が必要ではなかったかと、こういう省みをしておるということでございます。

私個人としては、自分の仮に財産を、仮にじゃなく売ったこともちょっとあるんですが、売ったときには必ず自分で専行しないで法律家に全部委ねてやってきたと。それと同じだなと、同じ扱いなんだと、このように私は思っておるということでございます。

今回の若竹保育園の要望書提出についてですが、せっかくの機会じゃからどうおっ

しゃっておられるんか紹介をしておきたいということでございますが、主な点としては、S地権者が町に寄附をした底地を法人に再寄附をしてほしいということでございます。この行為が相続税法の関係、S地権者へ再寄附をすると相続税逃れということになります。新設した法人に寄附した場合どうなるのかというちょっと私はわだかまりがあったということでございます。

それから、今が1つ目ですが、2つ目としては、今の若竹保育園の底地は町の地権、先ほど8番議員がおっしゃったとおりでございますが、無償貸借契約を結び、保育事業以外に活用しないということとをされているとともに、遊具の設置とか、仮に水路をいらうとかいいますと、その都度町へ申請が必要ということに町有地ですからなるわけでございます。また、運動場が狭いため、隣接地を80坪程度買い増しをしとられるんですね。そこと一体的に管理がしたいんじやが、こっちは府中町、こっちは法人と、こうなるとるわけでございます。そういうわだかまりがあると、こういうことでございます。町としての対応としては、ただ単に寄附をした後は法に触れるの一点張りではなくて、何か救済措置がないのか再チェックをし、この際法的見地から明確に回答をする義務があると、このように私は考えておるということでございます。

チェックのポイントとしては、1つとして底地の返還をS地権者ではなく新しい設置をした法人に返したとすると問題があるんかどうか。これは私もちょっと確信が持てんということでございますから、ここだけちょっと調べてみる必要があると。

それから2つ目が、保育園は待機児童施策で自治体が土地を買収し、貸与や運営費の助成、施設整備費の助成など、法、条例、規則に逸脱してきていることと相関関係はいかんなのか。理屈ではない様相もあるということで、そうなると比較してどうなるのかと、相関関係ということもあると。ちょっと難しいんですが、そういうことにはならんにしても、そういう思いをしておると。

それから3つ目が、長年待機児童ゼロで子育て支援センターの受け入れなどの努力の評価はどうなのか。人口増の関係かもしれないが、来年度は待機児童の可能性が高い。今までの意欲をそぐことにはならないかと、そういうふうな思いもしておると、今回の要望の中。こういう3つの大きな問題があると、こういうことでございます。

これらを検討後、今後二度と問題にならない処理をしていかなければならないと、私はこの問題は、町当時の担当者が主体的に結論を出す問題ではなかったと、こういう省みをしておるということでございます。

私は、当時担当者的話から近年そういう思いを続けてきたんですが、今回要望書をいただいた中で調査をした結果、実は私の時代で責任を感じとったんですが、私の時代じゃないんです。よく調べてみると昭和62年のことなんです。そしたら、私の前代、その前の方のときに寄附をしとるんですね。全く違うんです。こういうことでございまして、なぜ私が就任したときにそういう問題を町担当者が私にしたのかと、これちょっと不思議な話であるわけですが、それを今明らかにしようという気持ちはない。実態は62年というのがわかるとるわけですから、そういうことは何かやっぱりその当時動きがあったということだろうというふうに想定をしております、先ほど長々とお答えをした中身の思いは、いささかも今も変わるものではありませんが、この際全く次元が違います。仮にメリット・デメリットから考えますと、とても返還をするというようなものにはならない。ならないというふうに私も確認をしましたので、先ほど申し上げましたように、極めて難しいということになると思いますが、私のほうからこの際園に対しまして丁重にお答えをしていきたいと、こういうふうに思っております。私の勘違い、勘違い言いましても勘違いをさされた件ということで大変申しわけなかったんですが、こういうことで整理をしておきたいということでございますので、よろしく願いをいたしましてお答えにかえさせていただきたいと、このように思います。

以上でございます。

○議長（中井元信君） 2回目の質問はございますか。

8番西議員。

○8番（西 友幸君） 答弁ありがとうございました。いずれにしても保育園を府中町の保育所の待機児童ゼロということで府中町の施策の大きな一端を担っているということでございます。そして、近年では町外にも保育園運営を拡大しており、これら保育のニーズに对应していくためには、確固たる体制整備の必要があると思われま。

また、もし画地の売却ということになれば、保育所のほうも困ると思うんですね。ここで先ほど町長言われたように、ある程度はっきりして、町長のときにですね、おいてあげてほしいと私は思うんですよ。これに対して議会の賛成の必要もあると思うんですが、ぜひ皆さんもそこら辺を理解していただいております。よろしくお願ひします。

○議長（中井元信君） 以上で、第3項、若竹保育園の底地の返還について。

まだありますか。

○ 8 番（西 友幸君） 3 番目としてちょっと要望だけよろしいですか。3 回までいいんですよね。

○ 議長（中井元信君） 3 回目の質問ということでお受けします。

8 番西議員。

○ 8 番（西 友幸君） 一応私、専門家の立場というか、こういった不動産の関係やりますので、一応やる方法としては、先取特権いうて契約書に、例えば保育所、今でもゼロですから、保育所をやめたら府中町に返還してくださいよという登記ができます。先取特権があります。

それと、売買契約の契約で返却をもとに、これも登記をすることができます。私も以前に競売になった土地を私が購入してもとの人にただで返したことがあるんです。これにも契約書において、もし第三者に安く売ることがあったら私が買いますよと、もとに戻しますよという契約書を入れて、それを登記することができます。いうことは何ら変わらん。今も無償貸与ですので、その後やめられたら、もと、町に帰ってくるような登記のやり方もできると思います。これは登記機関に相談してもらえれば必ず私はできると思っていますので、そこら辺もぜひ参考にしてください。

○ 議長（中井元信君） 以上で、厚生関係の質問全部を終わります。

続いて、建設関係の質問を行います。

建設関係、第 1 項、榎川堤防決壊の危険性について、13 番力山議員の質問を行います。

13 番力山議員。

○ 13 番（力山 彰君） 榎川堤防決壊の危険性について御質問いたします。

関東・東北豪雨による茨城県の鬼怒川で堤防が決壊したことを受け、中国地方整備局は管理する一級河川 13 水系の延べ 92 キロの区間で、優先的に堤防のかさ上げや補強などのハード対策を実施することを決定されたが、この中には同じ一級河川である榎川は含まれていない。榎川は天井川であり、大正 15 年には豪雨により堤防が決壊して多くの死者や家が流される災害が発生しており、このことは今でも語り継がれています。

府中小学校前の榎川の堤防は、石垣とコンクリートにより構築されているが、宮の町側、バス通り側ですが、の堤防のコンクリートは手で簡単に崩れるほど著しく劣化

しており、コンクリートが崩れて地肌があらわになっているところや、コンクリートの奥の土が流れ出して空洞になっているところが広範囲にわたってある。また、堤防の基礎である石垣が崩れかけているところもある。

このような劣悪な状態の堤防であることから、大雨が降って川が増水したときには、濁流が砂を吸い出して堤防が簡単に決壊することが懸念される。榎川が天井川であり、もし堤防が決壊すれば、宮の町・大通地区などが広範囲にわたって水につきり、大切な人命や財産などが失われる大災害となる可能性がある。

豪雨から人命、財産を守るためにも、堤防の維持管理は非常に大切なことと考えるので、次のことについて問う。

- 1、榎川の管理責任者は誰か。
- 2、榎川の点検は実施されているのか。また、点検周期は。
- 3、点検結果、ふぐあいが発見された箇所はどのように処置されているのか。
- 4、今回指摘の堤防の危険度はどの程度か。
- 5、今回指摘の堤防の補修計画は。
- 6、榎川堤防の維持管理に関する府中町の関与はどのようになっているのか。

以上についてお伺いいたします。よろしく申し上げます。

○議長（中井元信君） 答弁。

建設部長。

○建設部長（河中健治君） 13番力山議員の榎川堤防決壊の危険性について御答弁させていただきます。

府中町内を流れる府中大川、榎川、八幡川は、広島県の河川計画において太田川水系、太田川下流ブロックに位置づけられる一級河川であり、広島県が管理する河川となっております。

榎川の河川改修につきまして、浸水対策事業の計画区間延長は、府中大川合流地点から新宮橋下流までの1.4キロメートルで、おおむね50年に1度発生する洪水に対して備える内容となっており、その計画時間雨量は71ミリ・パー・時間となっております。

河川改修について、毎年広島県に提案活動等により強く要望し、また広島県町村会と広島県中央地域振興対策協議会からも要望しているところでございます。現在の改修状況ですが、平成10年度に工事着手し、一時期中断しましたが、広島県の単独事

業として平成22年度から再開され、平成27年度は役場庁舎前の本町公園のくすのきプラザ出入り口付近から下流側に約20メートルの区間の護岸工事を行い、平成28年度につきましては、引き続き下流域に護岸工事を実施し、その後も継続されると聞いております。

1点目の御質問、榎川の管理責任者につきましては、先ほど申し上げましたとおり、河川管理者である広島県になります。

榎川の点検につきましては、広島県にその内容を聞いておりますので、御説明いたします。

2点目の御質問、榎川の点検の実施、また点検周期につきましては、車上から目視で変状を把握する河川巡視を1年に1回実施し、また徒歩による目視で変状を把握する河川点検は、河川の区間、区分ごとに1年に1回から4年に1回の定期点検を実施しております。榎川の定期点検につきましては、おおむね山田川との合流点付近から下流の区間は右岸、左岸とも1年に1回、上流の右岸につきましては、おおむねみくまり病院の対岸付近までを4年に1回、左岸につきましては、おおむね新宮橋付近までを4年に1回実施しております。

また、定期点検のほか、緊急点検、詳細点検、地元等から情報提供があった箇所及びその周辺区間について随時実施する臨時点検を行っております。

3点目の御質問、点検結果、ふぐあいが発見された箇所の処置につきましては、対策区分として損傷度評価、変状箇所の状況や変状の進行の可能性等を考慮し、維持管理目標に照らして5段階で判定すると聞いております。榎川の点検結果につきましては、護岸の形状等に変状が認められず、その規模や場所等から変状が進行する可能性が低く、状況が変化したときに実施してもよいと判断できる要対策箇所及び変状が認められないものの変状が初期的で軽微であるため、対策工事の必要はないと判断できる経過観察の判定がされており、緊急度はさほど高くないとのことです。

4点目の御質問、今回指摘の堤防の危険度につきましては、インフラ老朽化対策の中長期的な枠組み上の健全度区分として、軽微な劣化や変状が見られるものの、施設の機能低下はなく、危険度はさほど高くなく、現在経過観察を行うものと判定されております。

5点目の御質問、今回指摘の堤防の補修計画につきましては、補修計画はございませんが、対症的に部分的な護岸の補修については対応していただいております。

6点目の御質問、榎川堤防の維持管理に関する府中町の関与につきましては、町職員による巡視や地元等から町へ情報提供があった場合、現地調査を行い、速やかに河川管理者である広島県に報告し、対応につきまして連絡をさせていただいております。

今後も河川の状況及び対応等につきましては、河川管理者である広島県とより密接な連携を図りながら進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（中井元信君） 2回目の質問はございますか。

13番力山議員。

○13番（力山 彰君） ありがとうございます。管理責任者が広島県ということなんで、府中町の皆さんに言うてもしょうがないかもわからないんですけども、実は榎川、今でこそきれいになりましたけど、去年、おととしまでは草が生えて土手の状態もわからない状態がずっと続いておりました。その間府中町を通して広島県のほうに草を刈ってくれないかと、刈らないと土手の状態はわからないでしょうというお願いもしましたが、いや、管理してるから大丈夫なんですということの一点しか返ってきておりません。

実際に草がなくなってみると、土手は石垣は崩れかけておるところがあるし、そして今言った府小の前の石垣の上の斜面になったコンクリートの部分ですね、セメントの部分。ここはもうセメントがぼろぼろです。はっきり言うて草を引っ張ると石垣がそのままついてきます。そんともろいです。なおかつもうセメントもなくなってる所がかなりあるんですね。そして、セメントがちいとかたいかな思うたら、その奥は全くの空洞です。そういうところがあります。

現在、大雨が降って石垣を超えるところまでは最近超えたのは見たことがないんですけども、これがもう少し大きく降って石垣を超えた場合には、そのセメントがもろくなってる所、そして地面があらわになつとるところ、ここは一気に砂が流されるんじゃないかと僕は懸念してるんですよ。

実は、町内会の方がこの現実を実際に草取り作業をされて見られましてね、物すごく不安に思われてるんですよ。ちいと大きい雨が降れば、もう2階に、もう最初から1階に寝ずに2階に寝たいと、そんとなぐらいに不安に思われてるんです。幸いにも本当に石垣は超えてないんですけども、超えたときには恐らく大分傷みが出てくるだろうなど、かえって草を取らんほうがえかったんかなと、草を取らんことが管理しと

るということじゃないのかなという今僕はそんなことを思ってますよ。草があると、それが土どめになって砂が流れない。だから安全だと、そういうふうな気がします。

大雨が降って今71ミリですか、1時間降雨量で川がまだ大丈夫だということがあったんですけども、71ミリ以上の時間降雨量が降れば、それはもう天災だろうと思うんですよ。現時点ですすね。しかし、これ以下の雨量で土手がえぐれて洪水が起こったときに、それはもう人災なんです。はっきり言って。そういう人が不安に生活するんが広島県の安心・安全なんかということなんです。もう少し、先ほど言いましたけど、草を刈ってくださいと言うても管理してるから大丈夫ですと。今回も県のほうから言われたのは、大丈夫ですと言われる。口先だけで言われとるような気がしてなんですよ、はっきり言って。本当に住民の生活を守る気があるんかどうか。

去年の豪雨災害でもそうですよね。広島県やらにゃいけんことをほっとってから、災害起こって慌ててやりよるということですよ。府中町もやっと山へ入って調査を始めてくれました。まだ結論は出てません。恐らくことしじゅうには出るんだらうと思うんですけども、大変住んどる者にとっては不安なんです。広島県、本当に管理してくれとるんかどうか。1年に1回車で見て通って大丈夫と、徒歩で歩いて見て大丈夫と、草も取らずに大丈夫なんかと。実際に今までも草取ったら石垣が倒れかけてから危ない状態もありました。それは草取ったときに府中町を通じて言いまして、直してもらってます。こういう状態ですよ。草も取らずに大丈夫ですと平気で言うんですよ。だから信用できない、僕は。

ですから、改めて県のほうに強く不安に思うところをまず解決してほしいと、安心して寝れるようにしてほしいと。もし71ミリも降らずに川の半分ぐらいまでつかるとような水量がふえたときに土手が崩れたときには、広島県はどういうふうな責任とってくれるんですかね。そうなると、もう人災でしょう。指摘しても大丈夫ですから、大丈夫ですからその一言なんです。

ですから、府中町からも広島県相手ですから難しいとは思いますが、改めて住民の方が大変不安に思うとると、ちいと大きな雨が降るともう怖うて寝とられんということ伝えていただいて、そこを改修するのはいいですよ。幅広げるのは。ほいじゃが悪いところをまずセメントちゃっと流してからふたしてもらいたい。それをほっといて下からだんだん広げていく。あそこまでいくのにあと10年、20年以上かかるでしょうね。その前にまず安心させてあげてほしいんですよ。こういったことを改め

て府中町のほうから広島県のほうに強く言っていただいていたほしいという思いです。まず、災害が起こる前に安心してできることをやってほしいということです。

災害起こってから想定外じゃったというのはうそです。指摘されとるのにほっとただけの話ですよ。で災害起こったら、いや私らが計画しとる管理基準から比べてこんなことが起こったんが想定外だったと、そういう言い方はやめてほしいということでもよろしく願いいたします。要望で結構です。

○議長（中井元信君） 以上で、第1項、榎川堤防決壊の危険性について、13番力山議員の質問を終わります。

続いて、建設関係、第2項、歩道を走る自転車について、9番中村勤議員の質問を行います。

9番中村勤議員。

○9番（中村 勤君） まず、質問が2部門にわたってることについて申しわけありませんということでおわびいたします。

それでは、質問をさせていただきます。

質問事項、歩道を走る自転車について。

質問趣旨、歩道を走る自転車は、歩行者にとって大変な危険を伴い、安心して歩道を歩く人にとって時々凶器ともなります。特に、朝の通学時間帯は、前から来る自転車に最大の注意を払いながら歩道を歩かなければなりません。

交通事故の発生件数をふやさないためにも、自転車が歩道を走ることはやむを得ないことかもしれませんが、自転車を利用している人も、歩行者も、お互いに事故の起さないようモラルも持たなければならないと思います。

そこで、次のことについて理事者のお考えをお聞きします。

1、歩行者と自転車が安心して通行できるような道路整備計画は、どのように考えられていますか。

2、児童・生徒の交通ルール、モラルについては、東警察署の協力を得て教育されていますが、さらに機会を見つけ、高校生を含め、頻繁に教育、指導が必要と考えますが、どのようにお考えでしょうか。

以上です。

○議長（中井元信君） 答弁。

建設部長。

○建設部長（河中健治君） 9 番中村議員の歩道を走る自転車について御答弁させていただきます。

まず最初に、2 つ目の御質問につきましては生活環境部の所管となりますが、一括して建設部で御答弁させていただきます。

それでは、1 点目の御質問、歩行者と自転車が安心して通行できるような道路整備計画はどのように考えているかについてでございます。歩道におきまして、自転車と歩行者の接触事故が多発している中、時には死亡事故等の重大事故も発生しているため、警察はこの問題を解決すべく道路交通法を改正して対応しているところでございます。

改正により現在は自転車は歩道のある道路におきまして、運転車が13歳未満、もしくは70歳以上または身体に障害を持っている場合を除き、基本的に車道を通行しなければならないこととなっております。

一方、交通管理者であります公安委員会が、自転車が歩道を通行できるよう交通規制を行った歩道、自転車歩行者道、略称自歩道につきましては、自転車に乗って通行することが可能となっております。

府中町内におきましても、町道大須上岡田線、鶴江鹿籠線、御衣尾永田線等の一部の歩道につきましてはこの交通規制が行われておりますが、歩道内での接触事故等が発生していることから、交通管理者である公安委員会は、歩道幅員の狭い箇所からこの交通規制を廃止する方向で検討しているとのことでございます。

最も安全な方法としまして、歩道と自転車道を分離した構造とする方法がございしますが、町内の道路につきましては、その構造上歩道と自転車道を分離した構造とすることはできません。今後整備する予定の南小学校青崎東線や区画整理区域内の都市計画道路につきましても同様でございます。このことから、道路整備によるハード面での対応は非常に難しいと考えております。

続きまして、2 点目の御質問でございますが、自転車は誰にでも年齢に関係なく気軽に乗れ、便利で環境に優しい乗り物でございます。しかし、議員御指摘のとおり、交通ルールやマナーを無視した運転をしていると、加害者として相手に大きな障害を負わせたり、周囲の通行に大きな影響を及ぼします。こうした危険行為を繰り返す自転車運転者の取り締まりを強化するため、平成27年6月に道路交通法が改正され、広島県警で取り締まりや指導が行われているところでございますが、自転車は車両で

あり、車両の運転者としての責任を自覚し、交通ルールをしっかりと守って安全に利用してもらえよう、教育、指導を行っていく必要があると考えております。

現在の取り組み状況につきましては、1つ目として町の取り組みでございますが、交通事故の被害者、加害者にならないよう、正しい自転車の安全利用や正しい交通ルールの習得などを目的とした自転車教室を広島東警察署、広島東交通安全協会並びに府中町交通安全推進隊の協力のもと、町内小学校5校におきまして、自転車の正しい乗り方の指導を行っております。

また、学校教育におきましては、長期休業前に長期休業中における児童・生徒の指導について、安全指導の中で自転車の安全な乗り方について指導を行うとともに、町内保育所、幼稚園や新小学校1年生に対し、交通安全教室を実施して交通ルールを守ることの大切さを教えております。

2つ目として、町内の高校の取り組みでございますが、当高校の交通安全指導として、新1年生入学時に道路交通法等の講義とDVDによる交通安全教室を開催するとともに、自転車通学希望者に対しテストを実施し、100点満点の生徒のみ合格者として自転車通学を認めていると聞いております。

さらに、学校周辺で過去に自転車事故を起こした場所や自転車通学時のマナーやルール違反の指摘があった場所で実地指導を行い、ルール順守やマナーの向上に努めておられます。

また、高校生に対しての町の取り組みとしましては、東警察署と連携し、講義とDVDにより交通マナー教室を実施し、自転車交通ルールの周知とマナーの向上を図っております。

今後も児童・生徒の交通安全の教育、指導を引き続き行うとともに、町内の高校と連携、協力し、交通安全の指導、啓発に努めてまいります。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（中井元信君） 2回目の質問はございますか。

9番中村勤議員。

○9番（中村 勤君） 府中町におきましては狭隘道路が非常に多くて、それを拡大して安全に自転車、歩行者が通行できるような状況に持ち込むのは、なかなか難しいことであろうと私も感じておるところであります。

しかし、事故は起こしてはいけませんし、私が2番で言っております交通ルールを

守る自分のモラルといますか、そういう交通ルールを守らなければいけないんだという気持ちのレベルアップっていうものを図らなければならない。私のところの茂陰の交差点におきまして、橋のほうから来た自転車が斜めに横断歩道を郵便局のほうに行ってるというような状況をよく見ます。それが普通のような状況でやっております。やはり交通ルール、今建設部長がおっしゃられた交通ルールを守るんだということを頻繁に教育、指導していかなければならないのではないだろうかとは私思っております。そういうことをお願いをいたしまして、私の質問を終わります。

○議長（中井元信君） 以上で、第2項、歩道を走る自転車について、9番中村勤議員の質問を終わります。

以上で、建設関係の質問を終わります。よって、日程第2、一般質問を終わります。次に参ります。

~~~~~○~~~~~

○議長（中井元信君） 日程第3、議員提出第1号議案、児童虐待防止対策の抜本強化を求める意見書を議題に供します。

本案につきましては、提出者が全員でございます。よって、提案説明、質疑、討論を省略し、原案のとおり決したいと思っておりますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決決定いたしました。

以上で、今定例会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

ここで町長の挨拶をいただきますが、町長におかれましては任期が6月3日までということで、定例会は本会議が最後ということになると思っておりますので、御挨拶をお願いいたします。

町長。

○町長（和多利義之君） 議長から丁寧に御案内をいただきましたとおりに、ひとつお礼と御挨拶をさせていただきたいと、このように思います。

3月定例議会がきょうで閉会ということでございまして、一言お礼を申させていただきますと存じます。本定例会には、38議題を提起をさせていただきましたが、慎重審議の後、全てをお認めいただきました。大変ありがたく思っておりますということでございます。また、執行に当たりましては一層効率化に配慮しつつ、住民の皆様に応じてまいりたいと、このように考えておりますので、引き続き御支援、御協力をお願い



いをいたしておきます。

また、この間緑中の生徒の件で世間を大きく騒がせて大変申しわけないと、このように思っておりますが、この間も調査をしつつ、対策も練りつつきたわけでございますが、今後も引き続き速やかに整理をしていきたいと、このように思っておることも申し添えておきたいと、このように思います。

続いて、私ごとになるんですが、4期16年の長きにわたりまして首長を務めさせていただきましたが、この6月3日をもって任期が満了し、後進に道を譲ると、こういうことにいたしておるといことは御承知のとおりでございます。

この間を雑駁に振り返ってみますと、おおむねの期間厳しい社会環境下の連続でございましたが、立場を与えていただいた以上、何とかしなければとの思いで徹底的な行財政改革を進めるとともに、業務の民営化、残予算の管理、遊休資産の活用、そして就任翌年度から第3次総合計画の策定に当たっては、都市郊外の町として施設整備、箱物基盤整備を大々的に見直しをするなど進めてまいりましたが、任期3年目ごろには一定の成果を上げる中、今後は何とかなるんでは、こういう感覚になったことを思い出しております。

このことから、第1期は抜本行財政改革に明け暮れいたしまして、既存の街路や公共下水道事業以外の新事業はほとんどいたしませんでしたが、第2期に入り行政基盤整備が進んできたとはいえ、社会環境は厳しい状況下にありましたが、何もしないとすると地域が衰退するとの思いで知恵を絞りながら政治力を駆使するなど、降りかかってきた街路、学校の耐震改築、向洋駅周辺区画整理事業や施設計画で大転換をしたくすのきプラザ、南交流センター、地区センター、補助街路などを逐一進めさせていただいたところでございます。行財政体制を整備したとはいえ、いまだ行財政は厳しい状況下でございますが、出しゃばらず、また引っ込み思案にならないようにとの中で、この間一定の成果を上げてきたのではと自己評価もいたしておるということでございます。これもひとえに歴代の職員、議員、町民の皆様の一丸となった御支援、御協力のたまものと深く感謝をしているとともに、心からお礼をさせていただくところでございます。

今後のまちづくりを見通しますと、今日取り組んでいる3大事業の公共下水道事業、学校の耐震改築事業、向洋駅周辺区画整理事業が向こう5～6年のうちに逐一下火になってまいりますので、引き続き地道な行政を進めていけば、行財政体制はおのずと

より健全化に向かうものと想定をいたしておるということもつけ加えておきたい。今後ということですが、皆様方の一層の御尽力をお願いし、素晴らしいまちづくりにつなげていただくようお願いもさせていただきます。一言お礼にかえさせていただきますと、このように思います。長年大変、まだ終わりじゃありませんが、長年大変ありがとうございました。よろしくひとつお願いいたします。

○議長（中井元信君） 町長におかれましては、4期16年にわたり府中町の行政運営に多大な御尽力をいただき、ありがとうございました。

引き続き任期満了まで御尽力をいただきますようお願いいたします。

それでは、これをもちまして平成28年第1回府中町議会定例会を閉会いたします。御苦労さまでした。

~~~~~○~~~~~

（閉会 午前11時34分）